

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	生活保護指導監査委託費	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和30年度	担当課室	保護課自立推進・指導監査室	金井 正人			
会計区分	一般会計	施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—	関係する計画、通知等	生活保護指導職員制度の運営について (平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知) 生活保護法施行事務監査の実施について (平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施する生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1. 平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」により都道府県及び指定都市(以下、「各都道府県等」と言う。)が指定した生活保護指導職員に要する経費を委託費の交付対象とする(別添1参照)。 2. 生活保護指導職員は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として、毎年度管内全福祉事務所にに対し、平成12年10月25日厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」に基づき指導監査を実施し、濫給防止(不正受給の防止等)、漏給防止(適切な面接相談の実施等)、自立支援について指導する(別添2参照)。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	2,143	2,099	2,073	2,036	2,060
		補正予算	△15		△6		
		繰越し等					
		計	2,093	2,099	2,067	2,036	2,060
		執行額	2,093	2,099	2,067		
	執行率(%)	100	100	100			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数	成果実績		1,259	1,254	集計中	全福祉事務所
		達成度	%	99.9	99.9		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	生活保護指導職員数	活動実績 (当初見込み)		350	345 (345)	337 (337)	— (333)
単位当たりコスト	1,673,458(円/箇所)	算出根拠	※監査実施福祉事務所数が確定している22年度にて算出 (単位生活保護指導監査委託費執行額/監査実施福祉事務所数) $2,098,516,000 \div 1254 = 1,673,457.73524$				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	生活保護指導監査委託費	2,036	2,060	定員合理化計画により職員数を6名削減する一方、医療扶助の更なる適正化を図るため、新たに医療扶助に係る指導監督を専門とする職員の配置を要求			
	計	2,036	2,060				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	最後のセーフティネットである生活保護制度について、その受給者及び保護費が増加傾向にある中、当該制度の適正な運営を図るための本事業は、国民のニーズが高く、優先度も高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本経費は、法第23条に基づく法定受託事務として行う監査に係る職員の経費であるため、国が実施すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	国が割り当てた指導職員数に基づきその人件費等について補助し、適正な水準となっている。
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	指導職員に係る経費など真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	生活保護指導職員制度によって、都道府県等の指導監督体制の整備強化を図り、管下福祉事務所における生活保護事務が、国の方針に従って適正、かつ効果的、能率的に運営されるようになっている。また、成果実績及び活動実績を踏まえて、実効性は高い。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	成果目標に対する達成度は毎年度高い。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>生活保護受給者世帯が増加し、それに伴う保護費の総額も増加するなかで、その適正な保護の実施は広く国民が求める事項である。そのため、各福祉事務所における生活保護業務が、国の方針に従って適正に行われるよう、引き続き各都道府県等に生活保護指導職員を設置し、その管内福祉事務所に対する指導監査体制の整備強化を図る必要がある。</p> <p>また、生活保護指導職員数が定員合理化計画にしたがって削減する傾向にあるなかで、国において会議を開催し、当該職員に対して国の監査方針等の周知徹底、及びその業務遂行能力の向上を図っており、引き続き生活保護業務に係る監査体制の強化に努めていくこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本経費は生活保護法に基づく、指導監査に係る職員の配置にかかる経費であり、生活保護制度の適正化に必要な不可欠な経費であるため、引き続き必要な予算規模を維持すべき。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	419	平成23年行政事業レビュー	378

厚生労働省
2,067百万円（H23年度）

都道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に要する経費を交付の対象とする。

補助金

A.都道府県・指定都市
（66箇所）
2,067百万円（H23年度）

都道府県及び指定都市に設置した生活保護指導職員が管内福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施する。

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位：百万円）

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. 都道府県・政令市(東京都)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	生活保護指導職員に対し支給する給料、職員手当等及び共済費	93			
その他	都本庁生活保護法施行事務監査実施計画書作成費など	2			
計		95	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	95		
2	福岡県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	89		
3	北海道	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	77		
4	兵庫県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	56		
5	大阪府	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	47		
6	埼玉県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	47		
7	神奈川県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	45		
8	北九州市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
9	沖縄県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
9	京都市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		